

議案第4号

大網白里市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
大網白里市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年6月6日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例
大網白里市中小企業資金融資条例（昭和46年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基づいて」を「基づき、」に、「中小企業に貸付ける事業資金」を「中小企業者及び創業者に対して行う資金」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 法第2条第1項に規定する者のうち、協会の信用保証の対象となる業種に属する事業（以下「事業」という。）を営む者をいう。
- (2) 創業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「強化法」という。）第2条第23項各号に規定する創業者をいう。
- (3) 運転資金 仕入れ又は手形若しくは買掛金の決済等に要する資金をいう。
- (4) 設備資金 生産若しくは販売に必要な機械又は器具に要する資金及び店舗、工場、事業所等（以下「事業所等」という。）の移転又は新築、増築若しくは改築に要する資金をいう。
- (5) 事業資金 中小企業者の経営に必要な運転資金及び設備資金をいう。
- (6) 創業支援資金 創業者の創業及び経営に必要な運転資金及び設備資金をいう。

（貸付要件）

第3条 事業資金の融資を受ける中小企業者は、適切な事業計画を有し、次の各号に掲げる要件を備え、市長の承認を受けたものでなければならない。

- (1) 市内で同一の事業を1年以上営む者又は県内で同一の事業を1年以上営む者であって、新たに市内で事業を開始しようとするものであること。
- (2) 個人で事業を営む者にあつては、市内に住所を有していること。
- (3) 協会が必要と認める場合は、担保又は連帯保証人のあること。
- (4) 市町村税を完納していること。
- (5) 融資に係る事業資金は、市内の事業所等に要するものであること。

2 創業支援資金の融資を受ける創業者は、適切な事業計画を有し、次の各号に掲げる要件を備え、市長の承認を受けたものでなければならない。

- (1) 次に掲げる創業者の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 強化法第2条第23項第1号の創業者 市内に住所を有し、かつ、事業を営むための事業所等を市内に設置しようとする者であること。
 - イ 強化法第2条第23項第2号の創業者 市内に住所を有し、かつ、事業を営む事業所等を市内に有している者であること。
 - ウ 強化法第2条第23項第3号及び第5号の創業者 事業を営む事業所等を市内に設置しようとする者であること。
 - エ 強化法第2条第23項第4号及び第6号の創業者 事業を営む事業所等を市内に有している者であること。

- (2) 協会が必要と認める場合は、担保又は連帯保証人のあること。
- (3) 市町村税を完納していること。
- (4) 融資に係る創業支援資金は、市内の事業所等に要するものであること。

第5条を次のように改める。

(貸付限度額及び貸付期間)

第5条 貸付限度額及び貸付期間は、次のとおりとする。

資金の種類		貸付限度額	貸付期間
事業資金	運転資金	1,000万円	60か月以内
	設備資金	3,000万円	120か月以内
創業支援資金	運転資金	設備資金と併せて 1,000万円（市の創業支援事業計画（強	60か月以内

		<p>化法第113条第1項に規定する創業支援実施計画をいう。)に記載された特定創業支援事業による支援を受け、又は受けた者(以下「特定創業支援事業者」という。)にあつては、1,500万円)</p>	
	設備資金	<p>運転資金と併せて1,000万円(特定創業支援事業者にあつては、1,500万円)</p>	120か月以内

第6条を削る。

第7条第1号中「市内」を「県内」に、「営み、市税年額5,000円以上完納した成年者で」を「営む者であつて」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 市町村税を完納していること。

第7条第3号を削り、同条を第6条とし、第8条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

別表中「第9条」を「第8条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大網白里市中小企業資金融資条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請された資金の融資について適用し、同日前に申請された資金の融資については、なお従前の例による。

(大網白里市中小企業融資資金利子補給条例の一部改正)

3 大網白里市中小企業融資資金利子補給条例（昭和46年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中小企業者に融資した」を「中小企業者及び創業者（以下「中小企業者等」という。）に融資した」に、「中小企業者に融資を」を「中小企業者等に融資を」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、融資条例の例による。

第3条本文中「中小企業者」を「中小企業者等」に改める。